平成２７年（再イ）第１０号
川崎市高津区瀬田12番３―103号
再生債務者　土谷　夏彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月19日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（再イ）第３９号
兵庫県西宮市名塩南台４丁目10番地６
再生債務者　中池　浩之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月18日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第４５号
神戸市兵庫区下沢通７丁目１番19―507号
再生債務者　堂本　真史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月20日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第３４号
兵庫県尼崎市常松１丁目11番９号
再生債務者　國米　良隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月18日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第２５号
兵庫県宝塚市すみれガ丘２丁目１番１―211号
再生債務者　山添　智史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月19日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２７年（再イ）第３４号
愛知県清須市助七２丁目30番地３
再生債務者　中山　真吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第１５３号
大阪市東成区大今里西２丁目７番24―704号
再生債務者　千葉　大亮
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第１５９号
大阪府茨木市平田１丁目２番40号　住友化学南溟寮
再生債務者　黒澤　文博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第１９６号
大阪府東大阪市花園西町１丁目12番５号ディアスコンチェルト102号
再生債務者　藤代　陽子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第３６号
神戸市北区南五葉２丁目４番29―101号
再生債務者　髙野　真吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月20日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第２７号
兵庫県西宮市名塩さくら台２丁目16番地13
再生債務者　三木　　博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月20日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第５９号
横浜市神奈川区栄町17番地４　コーポレートヨコハマポートサイド1405号
再生債務者　廣瀬　孝昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月21日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第２４号
奈良市六条西３丁目20番26―18号
再生債務者　緒方　規之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月20日　　奈良地方裁判所

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 27 年９月３日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑮トを次のとおり改める。

ト　とちぎ観光フリーパス

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大２日間に、㈡に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車種	料金の合計額
軽自動車等	3,600円
普通車	4,500円

㈢　実施する期間

平成27年９月４日から同年９月18日まで及び平成27年９月24日から同年12月23日まで。

㈣　適用区間

東北自動車道の佐野藤岡インターチェンジから那須高原スマートインターチェンジまで並びに北関東自動車道の足利インターチェンジから岩舟ジャンクションまで及び栃木都賀ジャンクションから真岡インターチェンジまでの区間。

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。